

## 第80回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日 平成23年11月8日(火)

招集場所 米子市役所401会議室

会議 午後1時30分

出席委員 1番 竹谷 捷昭 2番 船岡 市秋 3番 松林 貢 4番 安田 浩 5番 精山 悦子 7番 大太 年廣  
8番 本池 操 9番 藤本 昌弘 10番 大縄 敬次 11番 遠藤 泰三 12番 田中正昭 13番 石橋 明広  
14番 伊塚 定弘 15番 田邊 雄一 16番 高西 史郎 17番 松原 幹人(部会長)

欠席委員 6番 尾坂 宣雄

事務局 田村事務局長 大許農務係長 宅和主幹、道下主幹

農林課 木村主任 加賀主事

日程 1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

エ 第37号 米子市農用地利用集積計画の決定について

5 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について

- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議員の事務報告
- (8) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地調査)

議長 (松原委員)

そういたしますと、第80回農地部会を開催いたします。最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

それでは、議席番号7番の大太年廣委員と議席番号8番の本池操委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席者は尾坂宣雄委員です。

そうしますと、審議に入ります。初めに3ページの議案第34号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。4ページ、番号34の淀江町奥ノ谷について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (道下主幹)

番号34の淀江町稲吉について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が規模拡大のため、農地を売買により取得しようとするものです。

取得後の経営面積は237aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員には現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

9番（藤本委員）

34番ですが、譲受人が、規模拡大のため、農地3,256㎡を、売買により取得しようとするものです。譲渡人からの希望により、売買するものでございます。

許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしく願いします。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、何かご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可決定といたします。

続きまして、番号35の淀江町奥ノ谷について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号35の淀江町稲吉について説明いたします。詳細は議案のとおりです。譲受人が規模拡大のため、農地を売買により取得しようとするものです。

取得後の経営面積は929aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さん、現地調査をお願いしておりますが、地元委員さん何か報告がございますか。

9番（藤本委員）

この件につきましても、前の34番と同じですが、譲受人が、規模拡大のため、農地1,086㎡を売買により取得しようとする

ものです。譲渡人からの希望により、売買するものでございます。許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしく  
願います。なお、34と35は、譲受人の農地と隣接しており、その一角全帯が譲受人の農地となろうとしているものです。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号36の大崎について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号36の大崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が自作地の隣接農地を売買により取得し  
ようとするものです。取得後の経営面積は100aです。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願います。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

13番（石橋委員）

36番でございますが、譲受人が、自作の隣接農地3.3㎡を売買により取得しようとするものです。譲渡人からの希望により、  
売買するものです。許可要件については特に問題ないと思われまますのでよろしく願います。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、何かご意見、ご質問等がございますか。

4番（安田委員）

少し聞いてみますが、これは、譲受人の家の近くですか。

13番（石橋委員）

そうです。前々回の3条申請の時に漏れがありまして、今回わずかですが、追加申請されたものです。

議長（松原委員）

ほかに、何かありますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号37の淀江町中西尾について、事務局から説明をお願いします。

事務局（道下主幹）

番号37の淀江町中西尾について説明いたします。先ほど、現地の方で見ていただいた、所有者さんの関係です。譲り受ける場所については、自宅近くの農地を贈与により取得しようとするものです。取得後の経営面積は908aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

9番（藤本委員）

37番ですが、先ほど、事務局が説明されたような状況ですが、この譲り受けの対象農地については、譲受人が、規模拡大のため、自作地の隣接農地2,271㎡を贈与により取得しようとするものです。譲渡人の希望で贈与することになったものです。さきほど現地を見ていただきましたが、譲受人の所有農地にああゆう物がある、ただそれには、過去にいろいろな事情があるようですので、その他の農地については、譲受人が善良な管理、耕作をしていることを付け加えます。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、何かご意見、ご質問等がございますか。

16番（高西委員）

あの、事務局に聞いてみるが、先ほどの現場とこの贈与とのどんな関係があるか。この前も、言った様に姻戚関係でもない、兄弟でもない、親子でもないものが、他人が他人に贈与するというのは考えられない。この前も、注意しておいたが、その辺はどう調べているのか。

事務局（道下主幹）

これにつきましては、譲渡人が耕作することが困難になって贈与になったと聞いている。何で売買でなく贈与かは確認しておりません。

16番（高西委員）

何で聞かなかった。この前の委員会でも問題になっていた。局長どうなっている。

事務局（田村事務局長）

さっき言ったように、具体的に詳細なことを聞いていないようですので、確認したいと思います。

16番（高西委員）

この前も、浜の方で、2千何百平米だったが、何でだかと聞いた。そのとき委員がそんなことまで聞かねばならないかといった。聞かなければならない。納得できなければ、認めるわけにならない。さきほど、この〇〇さんが所有しておられるところの現場の説明があった。説明が説明にならない。〇〇さんは和牛をたくさん飼っておられる方で、積極的に農業をしておられる方だ。たとえば、今まで作ってもらっていたけれども、作ってもらっていたので売買ということでいろいろ話をしたけれどもうまくいかないで、そのまま投げおけば、近隣の人に迷惑がかかるから、これまでお世話になっていたので、他人だが仕方がないのでなら分かるけれども。

事務局（道下主幹）

今は、きちんとした形ではないが、借りてというか、森田さんが作っていると聞いている。

議長（松原委員）

そういたしますと、この案件についてどういたしますか。事務局の方で、もう一度詳細を聞いて、次回に報告してもらい、それから許可ということにしますか。

3番（松林委員）

今の状況が本当であれば、一旦、審議はしたので、事務局のほうで、詳細を聞いて変わったことがなければ、許可をし、それを報告したらいい。理由が変わったことなどだったら、もう一度審議をすればよいのではないか。

議長（松原委員）

ほかに、ご意見、ご質問等がございますか。

ないようですので、そういたしますと、今、ありましたように、事務局が理由を聞いて、変わったことでなければ、許可をし、その詳細を次回の委員会で報告する。問題のあるようなことであれば、保留しておいて、再度、審議するということにしたいと思います。

続きまして、番号38の日下について、審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である船岡委員の退席を求めます。

(船岡委員退席)

議長 (松原委員)

そういたしますと、番号38について事務局説明をお願いいたします。

事務局 (道下主幹)

番号38の日下について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が、農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は184aとなります。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 (松原委員)

ただ今、事務局からの報告がございましたが、何かご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、許可と決定いたします。

番号38の審議を終了しましたので、船岡委員の着席を求めます。

(船岡委員着席)

議長 (松原委員)

続きまして、番号39の石州府について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (道下主幹)

番号39の石州府について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、規模拡大のため、自作地の隣接農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は119aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（松原委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

2番（船岡委員）

39番を説明します。譲受人が、規模拡大のため自作地の隣接農地617㎡を売買により取得しようとするものです。

譲渡人の希望で売買することになったものです。許可要件については特に問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、5ページの議案第35号をお願いいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ、番号6の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16番（高西委員）

番号6番の説明をいたします。3条の件で見た現場の前に見て、いただいたところです。申請者は議案のとおりです。淀江町佐陀の畑で面積は471㎡です。申請者は、現在、神奈川県横浜市に居住しておりますが、来年、ご主人の定年にあたり実家横の申請者所有の農地を転用し、住居を建築しようとして計画するものです。隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当すると思われま。

転用については、問題ないと思われま。



議長（松原委員）

ただ今、番号6について地元委員から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

15番（田邊委員）

これは、塀で囲まれていた所ですか。

16番（高西委員）

隣の家が両親の家で、そこに上、下に家を建てるものです。

議長（松原委員）

ほかに、何かありますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。続きまして、7ページの議案第36号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8ページ、番号45の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

4番（安田委員）

今日一番、はじめにバスの中で見ていただきまして、入り口の方にトラロープが張ってあったところです。申請者は議案のとおりです。申請地は、彦名町にある畑で、面積は363㎡で、宅地に囲まれた農地です。申請者は、安来市内の社宅にて家族4人で生活していますが、手狭になってきたことから、実家近くの彦名町に自己用の住宅を建築しようとして計画したものです。実行組合の同意、土地改良区の同意もあります。

審議の方、よろしく申し上げます。

議長（松原委員）

ただ今、番号45について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。続きまして、番号46の河岡について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

2番 (船岡委員)

46番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、河岡にある畑で、面積は258㎡です。申請者は、福岡市内で勤務し、福岡市内で家族4人で生活していますが、転勤が多く、転勤のたびに子供を転校させなければならないことを考えると、米子に住居を構え、妻と子供をそこに住ませ、自分は単身赴任する方がよいと考えたことから、実家近くの河岡に自己用の住宅を建築しようと計画したものです。実行組合の同意、隣接耕作者の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長 (松原委員)

ただ今、番号46の河岡について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、9ページ、議案第37号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

10ページに利用集積計画総括表がございます。 今月は転貸を除く利用権設定が23件ございます。

それでは、12ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号11-1について、審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である大縄委員の退席を求めます。

(大縄委員退席)

議長 (松原委員)

そういたしますと、番号 11-1 について事務局説明をお願いいたします。

事務局 (大許係長)

番号 11-1 の説明の前に、先月 10 月の農地部会で保留となっておりました、番号 10-19 から番号 10-21 の 3 件につきましては、取下げとなりましたので報告いたします。現地を確認したところ、番号 10-19 から 10-21 で 6 筆ありましたが、3 筆のうち 1 筆は、栗、梅、柿が植わっており、2 筆については、柿畑でありました。残り 3 筆は農地というような状態ではありませんでしたので報告いたします。

16 番 (高西委員)

少し、まって。この前の仲田委員の件を言っているのか。

事務局 (大許係長)

先月の、番号 10-19 から 10-21 の保留になった件を言っています。

16 番 (高西委員)

現場に行って写真でもあるか。

事務局 (田村事務局長)

先月の委員会の後で、現地に行き確認し、写真を撮ってあります。

16 番 (高西委員)

取ってあるなら、それを回して各委員に見てもらおうとかすべきでないか。

事務局 (田村事務局長)

今、用意します。

議長 (松原委員)

長引くようなら、大縄さんの件を先に審議し、この件については後でしたいと思います。そうしますと事務局お願いします。

事務局 (大許係長)

そうしますと、転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。今回は、田に関するものが、27筆 32,774 m<sup>2</sup>、畑に関するものが、25筆 27,192 m<sup>2</sup>、ございます。

番号 11-1 は、再設定でございます。以上です。

議長（松原委員）

ただいま番号 11-1 について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、決定といたします。

番号 11-1 の審議を終了しましたので、大縄委員の着席を求めます。

（大縄委員着席）

議長（松原委員）

それでは、12ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号 11-2 から、17ページ、番号 11-23 までを一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（大許係長）

番号 11-2 は、再設定でございます。

番号 11-3 から番号 11-4 は、借人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は、3,968 a となっております。

番号 11-5 から番号 11-6 は、再設定でございます。

番号 11-7 から 11-8 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、302 a となっております。

番号 11-9 から番号 11-10 は、再設定でございます。

番号 11-11 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、257 a となっております。

番号 11-12 から 11-13 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、94 a となっております。

番号 11-14 は、再設定となっております。

番号 11-15 から 11-17 は、借人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は、419 a となっております。

番号 11-18 は、再設定となっております。

番号 11-19 は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、83 a となっております。

番号 11-20 から番号 11-23 は、再設定となっております。以上です。

議長（松原委員）

ただ今、事務局から番号 11-2 から番号 11-23 まで説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、決定いたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

19 ページ、（1）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 18 から番号 22 までの 5 件を受理しております。

続きまして、20 ページ、（2）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 46 から番号 50 までの 5 件を受理しております。

続きまして、21 ページ（3）農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について番号 13 から番号 16 までの 4 件を受理しております。

続きまして、22 ページ（4）非農地現況証明について、番号 13 の 1 件を証明しております。

続きまして、23 ページ、（5）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、23 ページから 24 ページのとおり 2 件、鳥取地方法務局米子支局に回答しております。

続きまして、25 ページ、農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、（5）農地転用現況確認書交付について番号 18 から番号 20 までの 3 件を交付しております。続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

13 番（石橋委員）

ちょっと、18 条関係で事務局に聞いて見たいですけれど、21 ページ、14 番、15 番の利用権が解約された理由は何です

か。

事務局（道下主幹）

5月に作ろうと思って借りたが、よう作らなかったので解約したということです。

13番（石橋委員）

何も取り組みをしておられなかったようなので、分かりました。

仲田会長

そういたしますと、報告いたします。先月、当部会で審議をいただいた4条関係、大谷町1件、5条関係、車尾南1丁目外10件については、すべて許可になっております。

10月23日鳥取市におきまして、TPP構想参加断固反対鳥取県大会が開催されまして、関係団体と県農業会議も、他の団体と共に県選出の国会議員に断固反対を申し入れました。以上でございます。資料もありますが、後ほど、事務局より報告いたします。以上で、ございます。

議長（松原委員）

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。ないようですので、それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局（大許係長）

お手元の、部会連絡事項をご覧ください。最初に、田畑売買価格調査についてです。

今月の議案の中に、「田畑売買価格調査」の事務局の売買価格の案を入れておりますが、修正等の意見がありましたら事務局までお願いします。

次に、利用状況調査（遊休農地調査）についてです。農地法の改正により、農業委員会は毎年1回「利用状況調査」をしなければならなくなりました。また、今年もお願いするものです。地区ごとに、今年の調査結果を落とした図面を作成しておりますので、委員が複数おられるところは、それぞれ協議して調査方お願いします。調査方法は、別添「農用地利用状況調査のお願い」によりお願いします。用意した図面、太枠のところは遊休農地として報告されたところですが、現地確認の結果、耕作が再開されているときは◎、保全管理されているときは○、保全管理とはいえないが、年1回位草刈はしていると思われるときは△、1

年以上放棄している時又は周辺農地等に迷惑になっている時には×を記入してください。農地に復元できないと思われる山林・原野の時は「山」「原」と記入してください。新任の方には、画板を準備して、おりますのでよろしく、お願いします。

建議についてということで、資料をつけさせていただいております。中身的には「耕作放棄地の発生防止・解消対策について」ですけれども、農業委員さんのほうから提案いただいております。

それから、次の「農地利用集積円滑化団体への指導支援について」につきましても、昨年の建議には、(案)としては載せておりましたけれども、その時点ではまだ事業規定を農業委員会で審議しており、まだ承認しておりませんでしたので出すのは、おかしいという意見があり載せませんでした。今年度の建議案には、載せております。文言等お気づきの点がありましたらお願いします。建議につきましても、農政振興部会の所管ですので、12月部会で、審議、決定していただき、12月か、1月に市に建議したいと思います。

#### 15番（田邊委員）

遊休農地の調査についてですが、耕作放棄地、1年以上放棄してあるところですが、その指導の流れということで、本人に文書を出すの。

#### 事務局（大許係長）

遊休農地調査で把握したところ、その地番が違っていると、苦情が来ますので、事務局のほうで出向いて、現地を確認し文書を本人に出します。いかんせん、弓ヶ浜地区にたくさんありますので、今年は、夜見の営農センターの周りを調査して文書を出してあります。

#### 15番（田邊委員）

その他の、所は、どういうふうにも、反映されているか。現況を把握するだけなら、えらい目をする必要がない。地元としては、把握はしているが、それをどう解決していくかが問題だ。

#### 事務局（大許係長）

調査データをパソコンに入力し管理をしております。

#### 13番（石橋委員）

円滑化団体、JAの遊休農地センターにデータは行ってますか。

事務局（大許係長）

夜見地区については、データを送っています。

17番（高西委員）

農協で話をすると、情報をどう入手するかが、難しいという。農協の場合は、各集落に実行組合長がおられるので、まずその方をお願いするが、要するに誰が農家かがわからん。市役所に行くけれども、個人情報だといって、教えてもらえず、なかなかそれが難しい。農協としては、荒廃地は、耕作できる状態にして、現地を見てもらって、誰かにそれを見てもらって借地として、借りる人を探す。個人情報ということで教えてもらえず、困っているということであった。そのことについてはどうか。

事務局（大許係長）

本人に意向調査して、本人から同意が取れば、その土地情報を農協、円滑化団体に提供できるようになっております。

17番（高西委員）

本人がここに来らん限りは、だめか。

事務局（大許係長）

農協の方からこの土地がと来られれば、地番が確認できますので、本人に文書を送って同意が取れば送ることは出来る。

農協のほうでアクションを起こしていただければ、うちで本人に文書を送り土地の情報を提供することは可能です。

17番（高西委員）

農協と事務局が一緒に話をすれば、早い。荒廃地を解決して、次に耕作できるように、農協が新しい課を作っているの、できるだけスピード感をもって協力しなければならない。

事務局（田村事務局長）

遊休農地について農地法が変わって、お願いするようになっているが、今までできていなかった部分もある。弓ヶ浜部分が70何パーセントありますので、そちらを中心にして農協と話しながら、再度、委員さんに調べてもらったのを調査し、写真を撮りながら本人さんに確認を取っていますので、今回やっていただいたものについては、人的なものもあるが、全部調査をした上で、通知なり、意向調査なりをしていきたいと考えている。そのあたり、送るとき、再調査するときは、各地区の農業委員さんにご迷惑がかからないように、報告します。



#### 17番（高西委員）

調査だけではだめだ。例を挙げれば、土地改良区の理事長をしているからだが、独自に調査パトロールをする。それで、荒廃地になりかけている地権者に話をし、荒廃地にならんように、次の人を探してあげる。それが、大事だ。それが、見えない。たとえば、調査の区域でこういうことがあったと、地権者も含めて、地権者が耕作できないなら次の人を探すとか。そういうことが必要だ。

#### 事務局（田村事務局長）

過去には、こういう状態であったりして、迷惑をかけた。今後は、来年度に向けて、数少ない体制の中で確認し、再度、農業委員さんに確認して、再度言われた農協の利用集積についても、県とか農林課とか農協も含めて何回か会議をしました。情報を早く出せれる体制に相談しながらやっていきます。高齢者の中には、よう作らんという人もおられますので、それが荒廃地にならないように利用集積とかについても積極的にやっていくつもりです。

#### 17番（高西委員）

いろいろな問題が出てくれば、委員に報告しなさい。こういうふうに委員さんにしてもらいたいと。やっていけば、いろいろな問題が出てくる。それを委員に報告し、協力を求める必要がある。

#### 議長（松原委員）

そういたしますと、いままでいろいろな意見が出ましたが、その意見について留意しながら事務を進めてほしい。外に事務連絡がありますか。

#### 事務局（大許係長）

配布資料としまして「農業委員会報(第13号)」、「耕作放棄地に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用について(資料1)」、「平成24年度農業委員会関係予算概算要求と当面の組織対応について(資料2)」、「平成23年度「農業委員会実行プロジェクト」活動計画(資料3)」、「TPP交渉参加断固反対鳥取県大会(資料4)」を配布しておりますので参考にしてください。

来月、平成23年12月7日(水)、農政振興部会終了後「忘年会」を予定しております。以上です。

#### 議長（松原委員）

そういたしますと、前回の懸案事項についてお願いします。

事務局（田村事務局長）

先月の利用権設定の〇〇さん、果樹、1年の件について、現場の写真、分かりにくいと思いますが、現地を確認しました。19については柿と栗が植えてあり、あとは回りを草刈がしてありました。20、21については一部森林的などところ、一部には柿が植えてありました。

17番（高西委員）

取り下げたなら、取り下げた理由は？

事務局（田村事務局長）

結果的に、〇〇さんが、昔から借りて作っておられた畑をそのまま買うために、下限面積の5反を確保するための方法だったということは確認した。

17番（高西委員）

筋を通して、話をしなさい。何期も、農業委員をした人がおかしいということをして、取り下げるならそれなりの理由、申請されたのもそれなりの理由がある。普通の農家の人、わけの分からない人が申請したのとわけが違う。しかも、そこは、たぶん、現場に行って確認したわけでないから分からないが、申請した農業委員は、その改良区の理事、理事長だと思う。そうすると、1年間耕作しないと、1年間であろうと自分が耕作しないと改良区での資格がなくなる。そうすれば、理事はもちろん理事長もできない。いろいろな問題があるし、明確な理由がいる。

4番（安田委員）

ここに来て説明させなければならぬのではないか。

事務局（田村事務局長）

整理して、皆さんに伝えたい。もう少し時間をもらえませんか。

事務局（大許係長）

取下げの理由ですが、取下書に取下げ理由を書くところがあります。先月の委員会であったことを、委員さんに連絡し、委員会の状況を説明した。こうこうなって問題となっていると。そういうことの中なかで、取下げることになったが、その理由については、計画の中身を再検討すると書いてありました。

事務局（田村事務局長）

それだけでは、通らない内身になっているので、聞いた内容を整理しますので、もう少し時間をください。

2番（船岡委員）

農地部会で、説明をすべきだ。

17番（高西委員）

この問題だけで、別に委員会を開け。そして、きちんとして、本人にも改めるところを改めてもらい、お互いこれを機会に考え、お互いに考えることは考えて、反省し、事務局についても日常業務について反省するところはあらためることが必要だ。

議長（松原委員）

そうゆうことで、この件につきましては、役員と事務局で相談し、いい方向に行くようにしたいと思います。

これを持ちまして、第80回農地部会を終了します。

閉　　会　　午後4時5分